

当社のコーポレート・ガバナンスの状況は以下のとおりです。

／コーポレート・ガバナンスに関する基本的な考え方及び資本構成、企業属性その他の基本情報

1. 基本的な考え方

当社は、株主の皆様をはじめとする全てのステークホルダーの信頼と期待に応え、企業価値を継続的に向上させるために、コーポレート・ガバナンス体制の強化を経営の最重要事項の一つと認識しており、その強化及び充実に取り組んでおります。

【コーポレートガバナンス・コードの各原則を実施しない理由】 更新

【補充原則1-2②】

株主総会の招集通知を法定の期限よりもできる限り早期に発送し、株主の検討に資するように努めてまいります。なお、招集通知に記載する情報の自社のウェブサイト等への掲載は、早く招集通知の内容を知りたいという株主の要望にも対応するため、今後は発送前の掲載を実施してまいります。

【補充原則1-2④】

当社の株主に占める海外投資家の割合は相対的に低いため、議決権電子行使プラットフォームの利用や招集通知の英訳については、現段階では、業務効率の観点から実施しておりません。現状の株主構成や株式分布状況等を勘案すると、株主の議決権行使が問題なく行える環境にあると認識しております。今後、海外投資家比率の動向及び株主からの要望等を踏まえ、必要に応じて議決権行使の環境整備や招集通知の英訳について検討してまいります。

【原則4-8. 独立社外取締役の有効な活用】

当社は、独立社外取締役を1名選任しております。一方で、監査役3名全員を独立社外役員として届け出ています。取締役会においては、4名の独立社外役員が個々の属性に基づく知見を十分に発揮し、独立社外役員としての責務を果たしております。現時点において独立社外取締役を増員する必要は無いと考えておりますが、今後当社を取り巻く環境の変化により独立社外取締役を増員する必要性が生じた場合には、必要に応じて候補者の選定を検討致します。

【原則4-11. 取締役会・監査役会の実効性確保のための前提条件】

当社の監査役には、財務・会計領域を専門とする者はありませんが、監査役の中には、他の上場企業における監査役の経験等に基づき、幅広い知見を有する者がいるため、監査の実効性に支障は無いと考えております。なお、財務・会計領域を専門領域としてきた管理部門の担当者及び会計監査人等との連携により、補完されるものと考えております。

【補充原則4-11③】

現在当社は、事業規模等に鑑み、取締役会全体の実効性の分析や評価に関する方針や手続は定めておりませんが、独立社外取締役をはじめ、各取締役からの意見・要望を取締役会の運営に反映しております。今後は取締役会の運営に関して適時の見直しを行っていくとともに、取締役会全体の実効性についての分析・評価、その結果の概要の開示について検討してまいります。

【コーポレートガバナンス・コードの各原則に基づく開示】 更新

【原則1-3. 資本政策の基本的な方針】

当社は、既存事業を成長軌道に乗せる一方、複数の新規事業を創造し、収益化させていく方針です。そのため、新規事業をはじめとする成長戦略への積極的な投資を行う方針です。

また、将来の事業展開に即応できる財務体質の強化を重要課題として位置付けております。現在は成長過程にあると考えていることから、経営基盤の安定化を図るために内部留保を充実させ、新規事業の早期展開、事業拡大、事業効率化のために投資を行い、企業価値向上を図ることが、株主に対する最大の利益還元につながると考えております。

【原則1-4. いわゆる政策保有株式】

当社は、政策保有株式を、取引先等との総合的な取引関係の維持・強化等を目的として、中長期的に保有することを前提に投資する株式と考えます。

【政策保有に関する基本方針】

当社は、政策保有の上場株式を保有しないことを基本方針としつつ、例外的に、取引先等との取引関係の維持・強化による当社事業の拡大等の観点から、当社の中長期的な企業価値の向上に資すると判断した場合、取引先等の株式を取得及び保有する方針としております。

当社は、政策保有株式を保有した場合、取締役会において、政策保有株式の保有が当社の企業価値向上に繋がるかを定期的に検証し、保有のねらい・合理性の確認を行うことと致します。

【政策保有株式に係る議決権の行使基準】

当社は、政策保有株式の議決権行使に際し、当社の企業価値向上の観点から総合的に判断し、適切に議決権を行使いたします。

【原則1-7. 関連当事者間の取引】

関連当事者取引につきましては、原則、行わないことを方針としております。ただし、やむを得ず関連当事者取引を実施する場合は、その取引が当社の経営の健全性を損なっていないか、その取引が合理的判断に照らし合わせて有効であるか、また、取引条件は他の外部取引と比較して適正であるか等に特に留意して行う方針であります。

新規に関連当事者取引に該当する取引を行う場合は、当該取引の合理性（事業上の必要性）、取引条件の妥当性等を慎重に検討したうえで取

引を行う等、取引の適正性を確保する体制を構築しており、必要に応じて取締役会の承認を経ることとしております。

なお、当社では、関連当事者取引の有無を把握するため、全役員を対象として関連当事者リストの作成を行っております。ADMプロジェクトが担当部署となり、取引開始前に関連当事者取引等の有無を確認する体制を構築しております。当該リストは定期的に更新することとしております。

[原則3-1. 情報開示の充実]

(i) 会社の目指すところ（経営理念等）や経営戦略、経営計画

当社はVision及び行動指針を当社ホームページに開示しております。また、経営戦略、経営計画については、決算説明会資料等において開示する方針としております。

(ii) コーポレートガバナンスコードのそれぞれの原則を踏まえた、コーポレートガバナンスに関する基本的な考え方と基本方針

本報告書「1. 基本的な考え方」に開示しております。

(iii) 取締役会が経営陣幹部・取締役の報酬を決定するに当たっての方針と手続

取締役の報酬については、株主総会で決議された報酬限度額の範囲内で、独立社外取締役が出席する取締役会から一任を受けた代表取締役が、会社の成長、組織の状態を鑑み、各取締役に求められる職責及び実績等を勘案し、各取締役の適正な報酬額を決定する方針としております。

(iv) 取締役会が経営陣幹部の選任と取締役・監査役候補の指名を行うに当たっての方針と手続

経営陣幹部及び取締役の候補者については、当社の企業理念を理解し、当社の経営陣幹部または取締役として相応しい豊富な経験、高い見識、高度な専門性を有する人物を候補者とする方針です。取締役会においてその適任性等について検討し、独立社外取締役の意見を踏まえて指名しております。監査役候補者については、当社の企業理念を理解し、取締役の業務執行の監査を的確かつ公正に遂行できる正義感、知識、能力、経験を有している人物を候補者としております。なお、監査役候補者については、事前に監査役会の同意を得ております。

(v) 取締役会が上記 (iv) を踏まえて経営陣幹部の選任と取締役・監査役候補の指名を行う際の、個々の選任・指名についての説明

当該取締役・監査役候補者とした理由を株主総会招集通知に記載し、当社ホームページにて開示しております。

[補充原則4-1①]

取締役会は、法令及び定款に定められた重要事項等を決定しており、その他の業務執行については、意思決定の迅速性の観点から、社内規程に基づき権限移譲を行っております。取締役会規則、職務権限規程等の社内規程に基づき、取締役会、代表取締役、管理担当取締役、各プロジェクトリーダーの権限を明確に定め、当該基準に基づき、それぞれの意思決定機関及び意思決定者が決裁を行っております。

[原則4-9. 独立社外取締役の独立性判断基準及び資質]

当社は、独立社外取締役の選任に際して、会社法に定める社外取締役の要件に加え、東京証券取引所の定める独立役員の要件を満たしており、一般株主と利益相反の生じる恐れのない事を独立社外取締役に指定するための基準としております。また、企業経営に関する豊富な経験や高い専門性・見識を資質として重視しております。

[補充原則4-11①]

当社の取締役会は、独立社外取締役1名を含む計4名の取締役により構成されており、実効性のある議論を行うのに適正な規模であると考えております。取締役の選任については、当社の企業理念を理解し、当社の取締役として相応しい豊富な経験、高い見識、高度な専門性を有する人物を選任し、加えて独立社外取締役については、独立した立場で業務執行の監督を期待できる人物を選任することにより、取締役会全体としてのバランス、多様性及び規模を十分に考慮した取締役会の構成を図る方針です。

[補充原則4-11②]

当社の取締役の兼任状況は、その役割・責務を適切に果たすために必要となる時間・労力を十分に確保できる合理的な範囲にあると考えております。他の上場会社等の役員の兼任状況につきましては、株主総会招集通知や有価証券報告書等において開示しております。

[補充原則4-14②]

当社は、取締役及び監査役に対するトレーニングとして、社外役員を含む新任取締役及び監査役に対し、当社の経営方針や事業全般の説明を行い、当社に関する知識の習得を支援する方針です。また、取締役及び監査役の業務を行うにあたって、必要な知識を習得するための外部研修等に関する費用を負担することで、取締役及び監査役としての役割及び責務について理解を深めるための支援を行う方針です。

[原則5-1. 株主との建設的な対話に関する方針]

当社は、株主との建設的な対話に関する方針を下記の通り定めております。

(i) 株主との対話全般について、IR担当部署であるADMプロジェクトが中心となり、当該部門の担当役員が統括いたします。

(ii) ADMプロジェクトは、対話を補助する総務、財務、経理等の担当者と日常的に情報交換を実施しており、開示資料の作成に際しても協働して内容の検討を行う等、有機的な連携を図ります。

(iii) 当社は、決算説明会を定期的に開催しており、また、当社ホームページに決算説明会資料を掲載する等、情報提供の充実に取り組みます。

(iv) 株主からの意見については、ADMプロジェクトが取りまとめ、適宜、経営陣幹部や取締役会にフィードバックを行います。

(v) 株主との対話に際しては、社内規程に基づき未公表のインサイダー情報の管理を徹底することとしております。

2. 資本構成

外国人株式保有比率

10%以上20%未満

[大株主の状況] 更新

氏名又は名称	所有株式数(株)	割合(%)
株式会社ラウレア	1,140,000	27.37
新居 佳英	735,000	17.64
日本トラスティ・サービス信託銀行株式会社(信託口)	380,400	9.13
日本マスタートラスト信託銀行株式会社(信託口)	361,900	8.68
BNP PARIBAS SECURITIES SERVICES LUXEMBOURG	185,000	4.44
鎌田 和彦	164,600	3.95
野村信託銀行株式会社(信託口)	107,600	2.58
INTERACTIVE BROKERS LLC	83,900	2.01

日本トラスティ・サービス信託銀行株式会社 (信託口9)	75,300	1.80
資産管理サービス信託銀行株式会社 (証券投資信託口)	69,400	1.66

支配株主 (親会社を除く) の有無	――
親会社の有無	なし

補足説明 更新

上記大株主の状況における株式数は、平成30年3月31日現在のものを記載しております。また、当社は、平成30年4月1日付で、普通株式1株につき3株の株式分割を行っておりますが、当該株式分割前の株式数にて記載しております。

①平成30年3月1日付で公衆の縦覧に供されている大量保有報告書の変更報告書において、BNY Mellon・アセット・マネジメント・ジャパン株式会社が平成30年2月26日現在で以下の株式を保有している旨が記載されているものの、当社として当第2四半期会計期間末現在における実質保有株式数の確認ができませんので、上記大株主の状況には含めておりません。
 なお、その大量保有報告書の変更報告書の内容は以下のとおりであります。また、当社は、平成30年4月1日付で、普通株式1株につき3株の株式分割を行っておりますが、下記の保有株式数は、当該株式分割前の株式数にて記載しております。
 保有株式等の数:251,900株
 株券等保有割合:6.40%

②平成30年3月6日付で公衆の縦覧に供されている大量保有報告書の変更報告書において、JPモルガン・アセット・マネジメント株式会社が平成30年2月28日現在で以下の株式を保有している旨が記載されているものの、当社として当第2四半期会計期間末現在における実質保有株式数の確認ができませんので、上記大株主の状況には含めておりません。
 なお、その大量保有報告書の変更報告書の内容は以下のとおりであります。また、当社は、平成30年4月1日付で、普通株式1株につき3株の株式分割を行っておりますが、下記の保有株式数は、当該株式分割前の株式数にて記載しております。
 大量保有者1:JPモルガン・アセット・マネジメント株式会社
 保有株券等の数:146,500株
 株券等保有割合:3.72%

大量保有者2:JPモルガン証券株式会社
 保有株券等の数:200株
 株券等保有割合:0.01%

大量保有者3:ジェー・ピー・モルガン・セキュリティーズ・ピーエルシー
 保有株券等の数:15,200株
 株券等保有割合:0.39%

③平成30年3月7日付で公衆の縦覧に供されている大量保有報告書の変更報告書において、アセットマネジメントOne株式会社が平成30年2月28日現在で以下の株式を保有している旨が記載されているものの、当社として当第2四半期会計期間末現在における実質保有株式数の確認ができませんので、上記大株主の状況には含めておりません。
 なお、その大量保有報告書の変更報告書の内容は以下のとおりであります。また、当社は、平成30年4月1日付で、普通株式1株につき3株の株式分割を行っておりますが、下記の保有株式数は、当該株式分割前の株式数にて記載しております。
 保有株券等の数:239,800株
 株券等保有割合:6.10%

3. 企業属性

上場取引所及び市場区分 更新	東京 第一部
決算期	9 月
業種	サービス業
直前事業年度末における (連結) 従業員数	100人未満
直前事業年度における (連結) 売上高	100億円未満
直前事業年度末における連結子会社数	10社未満

4. 支配株主との取引等を行う際における少数株主の保護の方策に関する指針

――

5. その他コーポレート・ガバナンスに重要な影響を与える特別な事情

――

// 経営上の意思決定、執行及び監督に係る経営管理組織その他のコーポレート・ガバナンス体制の状況

1. 機関構成・組織運営等に係る事項

組織形態	監査役設置会社
------	---------

[取締役関係]

定款上の取締役の員数	5名
定款上の取締役の任期	2年
取締役会の議長	社長
取締役の人数	4名
社外取締役の選任状況	選任している
社外取締役の人数	1名
社外取締役のうち独立役員に指定されている人数	1名

会社との関係(1)

氏名	属性	会社との関係(※)										
		a	b	c	d	e	f	g	h	i	j	k
戸塚 隆将	他の会社の出身者								△			

※ 会社との関係についての選択項目

※ 本人が各項目に「現在・最近」において該当している場合は「○」、「過去」に該当している場合は「△」

※ 近親者が各項目に「現在・最近」において該当している場合は「●」、「過去」に該当している場合は「▲」

a 上場会社又はその子会社の業務執行者

b 上場会社の親会社の業務執行者又は非業務執行取締役

c 上場会社の兄弟会社の業務執行者

d 上場会社を主要な取引先とする者又はその業務執行者

e 上場会社の主要な取引先又はその業務執行者

f 上場会社から役員報酬以外に多額の金銭その他の財産を得ているコンサルタント、会計専門家、法律専門家

g 上場会社の主要株主(当該主要株主が法人である場合には、当該法人の業務執行者)

h 上場会社の取引先(d、e及びfのいずれにも該当しないもの)の業務執行者(本人のみ)

i 社外役員の相互就任の関係にある先の業務執行者(本人のみ)

j 上場会社が寄付を行っている先の業務執行者(本人のみ)

k その他

会社との関係(2)

氏名	独立役員	適合項目に関する補足説明	選任の理由
戸塚 隆将	○	過去に当社従業員の英語力向上のためのプログラム実施を依頼していましたが、現在は行っていないこと、また一人当たりの受講料も一般の取引条件と同様であったため、独立性を損なうものではないと判断しております。	当社の経営監督機能の強化及び業務執行に係る意思決定の妥当性・適正性の確保に向け、当社の経営に対する理解、ならびに多面的な経営判断に必要な見識、経験等を勘案し、独立役員に選任しております。 資金調達やM&A、グローバル経営戦略に関する深い知見を有しており、当社事業のグローバル展開及び組織の成長過程における様々な助言を期待しております。 また、戸塚 隆将氏との間に特別な利害関係はなく、一般株主との利益相反が生じるおそれはないと考えております。

指名委員会又は報酬委員会に相当する
任意の委員会の有無

なし

【監査役関係】

監査役会の設置の有無	設置している
定款上の監査役の員数	4名
監査役の人数	3名

監査役、会計監査人、内部監査部門の連携状況

監査役、内部監査担当者及び会計監査人は、四半期に一度意見交換等を行い、三者間で情報を共有することで連携を図っております。
また、監査役は、日々の業務の中で内部監査担当者と積極的に意見交換を行っており、必要に応じて会計監査人にも意見を求めることで、連携を深めております。

社外監査役の選任状況	選任している
社外監査役の人数	3名
社外監査役のうち独立役員に指定されている人数	3名

会社との関係(1) 更新

氏名	属性	会社との関係(※)												
		a	b	c	d	e	f	g	h	i	j	k	l	m
小笹 留美子	他の会社の出身者													
雪丸 真吾	弁護士													○
森 一生	弁護士													

- ※ 会社との関係についての選択項目
※ 本人が各項目に「現在・最近」において該当している場合は「○」、「過去」に該当している場合は「△」
※ 近親者が各項目に「現在・最近」において該当している場合は「●」、「過去」に該当している場合は「▲」
- a 上場会社又はその子会社の業務執行者
b 上場会社又はその子会社の非業務執行取締役又は会計参与
c 上場会社の親会社の業務執行者又は非業務執行取締役
d 上場会社の親会社の監査役
e 上場会社の兄弟会社の業務執行者
f 上場会社を主要な取引先とする者又はその業務執行者
g 上場会社の主要な取引先又はその業務執行者
h 上場会社から役員報酬以外に多額の金銭その他の財産を得ているコンサルタント、会計専門家、法律専門家
i 上場会社の主要株主（当該主要株主が法人である場合には、当該法人の業務執行者）
j 上場会社の取引先（f、g及びhのいずれにも該当しないもの）の業務執行者（本人のみ）
k 社外役員の相互就任の関係にある先の業務執行者（本人のみ）
l 上場会社が寄付を行っている先の業務執行者（本人のみ）
m その他

会社との関係(2)

氏名	独立役員	適合項目に関する補足説明	選任の理由
小笹 留美子	○	---	IT業界における豊富な経験と幅広い知識を有しており、独立役員としての職務を適切に遂行することができるものと判断し、選任しております。 また、小笹 留美子氏との間に特別な利害関係はなく、一般株主との利益相反が生じるおそれはないと考えております。
雪丸 真吾	○	当社の顧問弁護士事務所に所属しておりますが、当社の顧問弁護士業務に一切関与していないことから、社外監査役としての独立性は損なわれていないものと考えております。	弁護士としての豊富な知識と経験を有しており、当社の監査体制の強化を担えるものと判断し、独立役員として選任しております。 また、雪丸 真吾氏との間に特別な利害関係はなく、一般株主との利益相反が生じるおそれはないと考えております。

森 一生	○	---	弁護士としての豊富な知識と経験を有しているだけでなく、他上場会社の監査役も兼務していることから、そこで得た知見や幅広い見識をもって当社の監査体制の強化を担えるものと判断し、独立役員として選任しております。 また、森 一生氏との間に特別な利害関係はなく、一般株主との利益相反が生じるおそれはないと考えております。
------	---	-----	--

[独立役員関係]

独立役員の人数	4 名
---------	-----

その他独立役員に関する事項

独立役員の資格を充たす者を全て独立役員に指定しております。

[インセンティブ関係]

取締役へのインセンティブ付与に関する施策の実施状況	ストックオプション制度の導入
---------------------------	----------------

該当項目に関する補足説明

当社へのロイヤリティを高めることを目的とし付与しております。

ストックオプションの付与対象者	社内取締役、従業員
-----------------	-----------

該当項目に関する補足説明

当社へのロイヤリティを高めることを目的とし、勤続年数、これまでの当社への貢献度及び今後貢献してくれるであろう期待等を総合的に勘案し、決定しております。

[取締役報酬関係]

(個別の取締役報酬の) 開示状況	個別報酬の開示はしていない
------------------	---------------

該当項目に関する補足説明

報酬の総額が1億円以上の者が存在しておりませんので、個別報酬の開示はしておりません。

報酬の額又はその算定方法の決定方針の有無	あり
----------------------	----

報酬の額又はその算定方法の決定方針の開示内容

株主総会で決定した報酬総額の限度内で、社内規程に基づき取締役の報酬については取締役会、監査役の報酬については監査役会にて決定しております。

[社外取締役 (社外監査役) のサポート体制]

ADMプロジェクトが補佐しております。
取締役会の資料は事前配布し、社外取締役及び社外監査役が検討するための十分な時間を確保するとともに、必要に応じて事前説明を行います。また、非常勤の社外監査役に対しては、常勤監査役より監査役監査、会計監査、内部監査間の情報共有の状況を報告しております。

2. 業務執行、監査・監督、指名、報酬決定等の機能に係る事項 (現状のコーポレート・ガバナンス体制の概要) 更新

- ・取締役会
当社の取締役会は取締役4名（うち社外取締役1名）で構成されています。取締役会は原則毎月1回開催するほか必要に応じて機動的に開催し、経営上の最高意思決定機関として、法令及び定款の定めにより、重要な施策に関する事項を決議する一方、業務執行状況の監督機関としても機能しております。
- ・監査役会
当社の監査役会は、常勤監査役1名及び非常勤監査役2名で構成され、全監査役が社外監査役であります。常勤監査役は、取締役会へ出席し

意見を述べる他、重要な決裁書類の閲覧等を通して、取締役の業務執行状況を監査しております。各監査役は監査役監査計画に定められた内容に従って監査を行い、月1回開催される監査役会において情報共有を行っております。

・内部監査

当社は、会社の規模が比較的小さいため独立した内部監査部門を設けておりません。当社の内部監査は、ADMプロジェクトに所属する1名が内部監査担当者として実施しております。ADMプロジェクトは年間内部監査計画に基づき、全部門を網羅するよう内部監査を実施し、代表取締役に対して監査結果を報告しております。なお、ADMプロジェクトに対する内部監査は自己監査を回避するため、Greenプロジェクトに所属する内部監査担当者1名が監査を担当しております。

・会計監査

当社は有限責任監査法人トーマツが監査を担当しております。同監査法人及び当社監査に従事する同監査法人の業務執行社員と当社の間には、特別な利害関係はありません。

・責任限定契約の内容

当社は、会社法第427条第1項に基づき、社外取締役及び社外監査役との間に、会社法第423条第1項の損害賠償責任を限定する契約を締結しており、当該契約に基づく損害賠償責任限度額は、法令が定める額としております。なお、当該責任限定が認められるのは、当該社外取締役及び社外監査役が責任の原因となった職務執行について善意でかつ重大な過失がないときに限られます。

3. 現状のコーポレート・ガバナンス体制を選択している理由

当社はコーポレート・ガバナンス体制の強化及び充実を経営上の重要な課題の一つとして位置付けており、経営の健全性・透明性向上を果たすことを目的とし、現在の体制を選択しております。社外取締役及び社外監査役が中立的な立場から有益な監督及び監査を行える体制を整備し、経営監視機能の強化に努めております。

株主その他の利害関係者に関する施策の実施状況

1. 株主総会の活性化及び議決権行使の円滑化に向けての取組み状況 更新

	補足説明
株主総会招集通知の早期発送	当社は、株主の議案検討時間を十分に確保するため、できるだけ早期に招集通知を発送する方針であります。また、当社ホームページにIR専用ページを設け、招集通知を掲載しております。
集中日を回避した株主総会の設定	当社は多くの株主に出席していただくため、株主総会の集中日を避けた日程を設定する方針であります。
電磁的方法による議決権の行使	インターネットによる議決権行使も検討しております。
招集通知(要約)の英文での提供	グローバルでの事業展開を見据え、今後積極的に検討を進めます。

2. IRに関する活動状況

	補足説明	代表者自身による説明の有無
ディスクロージャーポリシーの作成・公表	当社ホームページへのディスクロージャーポリシーの掲載を検討しております。	
個人投資家向けに定期的説明会を開催	個人投資家向けの説明会等を開催し、経営方針や業績の説明を実施しております。	あり
アナリスト・機関投資家向けに定期的説明会を開催	本決算及び中間決算発表後に、決算説明会を開催する方針であります。	あり
海外投資家向けに定期的説明会を開催	将来的には、海外投資家からの要望に応じた個別面談等の実施を検討しております。	あり
IR資料のホームページ掲載	適時開示資料、法定開示資料、任意開示情報、決算説明会にて使用した資料等を、当社 IR サイトに掲載しております。	
IRに関する部署(担当者)の設置	IRに関する業務はADMプロジェクトにて担当いたします。	

3. ステークホルダーの立場の尊重に係る取組み状況

	補足説明
ステークホルダーに対する情報提供に係る方針等の策定	当社はステークホルダーに対し、IR サイトや決算発表後における説明会等を通じ、適時・適切に情報を提供する機会を設けていく方針です。

1. 内部統制システムに関する基本的な考え方及びその整備状況

内部統制システムに関する基本方針を2015年7月に取締役会にて決議しており、その基本方針に則って、内部統制システムを構築しております。また、その後においても整備運用状況の評価・見直しを行い、実効性のある内部統制となるよう努めております。

1. 取締役及び使用人の職務の執行が法令及び定款に適合することを確保するための体制

- (1) 当社の取締役及び使用人は、当社の行動基準及び基本姿勢である「Atrae Standard」並びに「コンプライアンス規程」をはじめとする社内規程、定款、法令及び社会規範の遵守を率先して行う。また、コンプライアンス違反の未然防止・早期発見のため、内部通報制度を導入する。
- (2) 社内規程の禁止・制限事項に抵触した場合は、就業規則に基づき適正に処分を行う。
- (3) 代表取締役は内部監査担当を任命し、役職員の職務執行の適正性を確保するため、業務執行状況等について定期的な内部監査を実施する。また、内部監査担当は、必要に応じて監査役及び会計監査人と情報交換し、効率的な内部監査を実施する。

2. 取締役の職務の執行に係る情報の保存及び管理に関する体制

- (1) 法令及び社内規程等に基づき、職務の執行に係る文書・情報を適切に保管・管理する。
- (2) 文書管理部署は、取締役及び監査役の閲覧請求に対して速やかに対応する。

3. 損失の危険の管理に関する規程その他の体制

- (1) 当社の業務執行に係るリスクを識別し、「リスク管理規程」に従い適切な予防策を講じる。
- (2) 当社の経営に重大な影響を与えるリスクが顕在化した場合は、「リスク管理規程」に従い迅速かつ適切に対応する。
- (3) 監査役及び使用人は、取締役に対し、必要に応じてリスク管理体制の見直しを建言できる。

4. 取締役の職務の執行が効率的に行われることを確保するための体制

- (1) 職務執行に関する権限及び責任は、組織関連規程等において明文化し、適宜適切に見直しを行う。
- (2) 定例取締役会を毎月1回開催する他、機動的に意思決定を行うため臨時取締役会を開催するものとし、より迅速な課題の把握及び改善を図る。

5. 監査役がその職務を補助すべき使用人を置くことを求めた場合における当該使用人に関する事項及びその使用人の取締役からの独立性に関する事項

- (1) 監査役が職務執行について補助すべき使用人を求めた場合、必要な人員を配置する。
- (2) 使用人が監査役の補助を行う場合は、監査役の指揮命令下でのみ業務を行い、監査役以外からの指揮命令は受けない。
- (3) 取締役は、監査役補助使用人の人事評価及び懲戒等において、不利な取扱いをしてはならない。

6. 監査役のその職務を補助すべき使用人に対する指示の実効性の確保に関する事項

監査役の職務を補助すべき使用人に関し、監査役の指揮命令に従う旨を取締役及び使用人に周知徹底する。

7. 取締役及び使用人が監査役に報告するための体制、その他の監査役への報告に関する体制

- (1) 取締役及び使用人は、「監査役会規則」及び「監査役監査規程」に従い、監査役の要請に応じて必要な報告及び情報提供を行う。
- (2) 取締役及び使用人は、会社に重大な損失を与える事項が発生し、または発生するおそれがあるとき、取締役による違法、または不正な行為を発見したときは、直ちに監査役に報告する。
- (3) 代表取締役は、取締役会などの重要会議での議論及び定期的な面談等を通じて、監査役との相互認識と信頼関係を深めるように努め、監査役監査の環境整備に必要な措置をとる。

8. 監査役へ報告をした者が当該報告をしたことを理由として不利な取扱いを受けないことを確保するための体制

当社は、監査役に報告を行った者に対し、当該報告を行ったことを理由として不利な取扱いを行うことを禁止し、「内部通報規程」において当該報告者を保護する。

9. 監査役がその職務の執行について生ずる費用の前払又は償還の手続その他の当該職務の執行について生ずる費用又は債務の処理に係る方針に関する事項

当社は、監査役がその職務の執行につき当社に対して費用の前払又は償還の請求を行った場合は、当該請求に係る費用又は債務が当該監査役の職務の執行に必要なないと認められた場合を除き、当該請求に応じる。

10. その他監査役が監査を実効的に行われることを確保するための体制

- (1) 監査役が当社の重要課題を把握し、必要に応じて意見できるよう、取締役会及びその他の重要な会議に出席する機会を確保する。
- (2) 取締役及び使用人は、監査役の監査活動が円滑に行えるよう、環境整備に配慮する。
- (3) 監査役は、監査の実施にあたり必要に応じて、弁護士及び公認会計士等から業務に関する助言を受けることができる。

11. 財務報告の信頼性を確保するための体制

当社は、財務報告の信頼性を確保するため、代表取締役社長の指示のもと、金融商品取引法に基づく内部統制が有効に行われる体制を構築し、内部統制システムの整備及び運用を行うとともに、その仕組みが適正に機能することを継続的に評価し、必要な是正を行う。

12. 反社会的勢力との取引排除に向けた基本的な考え方及びその整備状況

反社会的勢力との関わりを一切持たないこと、拒絶することを基本方針として、「反社会的勢力排除に関する規程」の遵守を徹底する。なお、当該勢力による不当な要求を受けた場合には、ADMプロジェクトを対応部署とし、弁護士や警察等外部専門機関と連携して対応にあたる。

2. 反社会的勢力排除に向けた基本的な考え方及びその整備状況

反社会的勢力と一切の関係を持たない、取引をしない、また利用しないことを徹底するため、規程及び対応マニュアルの整備を平成26年10月に終え、継続的に役職員全員に周知徹底しております。

1. 買収防衛策の導入の有無

買収防衛策の導入の有無

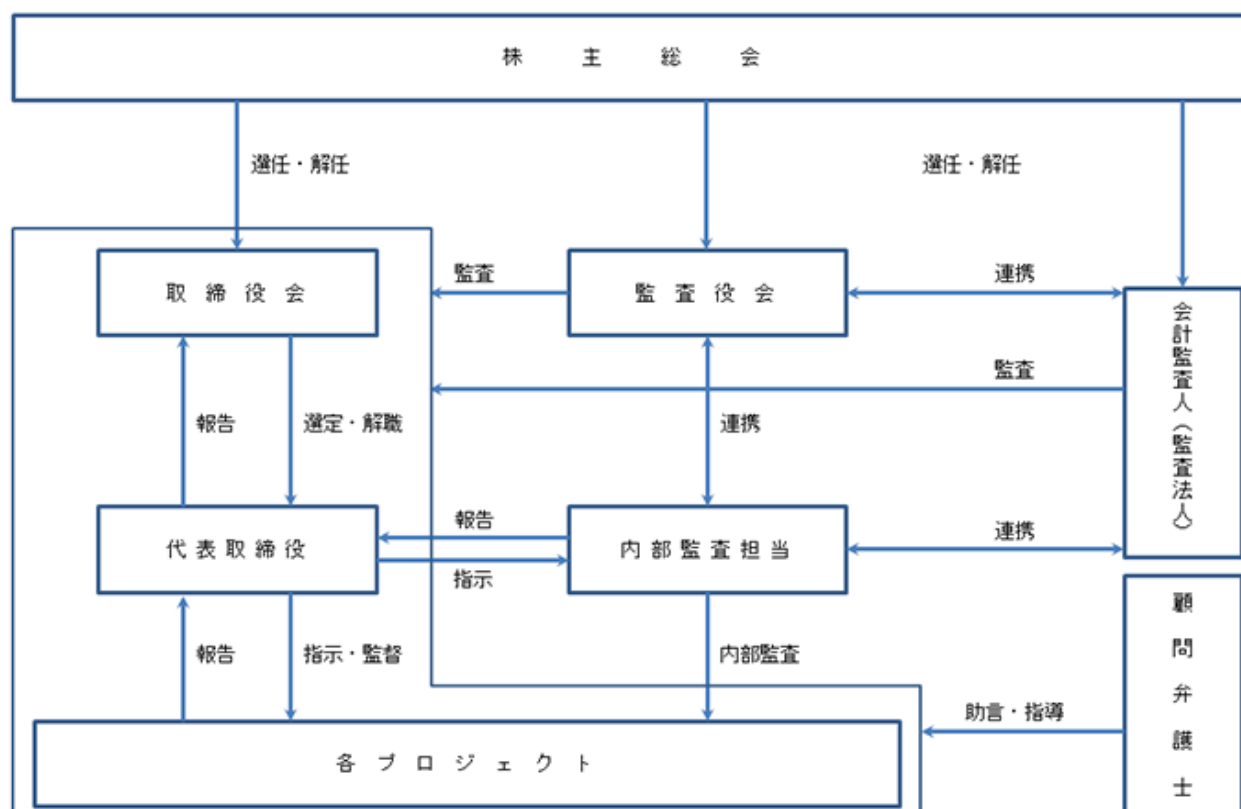
なし

該当項目に関する補足説明

買収防衛策については今後の検討課題であります。

2. その他コーポレート・ガバナンス体制等に関する事項

模式図 (参考資料)



適時開示体制の概要 (模式図)

